

者にありては當該工場事業場の事業主の指示に従ふべきこと

第十六 被徵用者に對する給與はその者の經歷、從事する業務及び場所等に應じ且從前の給與その他これに準すべき收入を斟酌して被徵用者を使用する官

簡、地方公共團體の長または工場事業場の事業主これを支給すること被徵用者に對する給與に關し必要な事項は官衙に使用せらるる者に關しては當該官衙の所管大臣厚生大臣に協議してこれを定め地方公共團體または工場事業場に使用せらるる者に關しては當該地方公共團體の長又は工場事業場の事業主厚生大臣の認可を受けて之を定むること

第十七 徵用せらるるべき者第八の規定に依り出頭する場合、被徵用者徵用令書の交付を受け指定の場所に出頭する場合又は徵用を解除せられて歸郷する場合に於ては旅費を支給すること
前金拂を爲すに非ざれば出頭すること能はざる者の旅費は其の者の居住地の市町村又は之に準すべきものに於て一時繰替支辨すべきこと

第十八 厚生大臣必要ありと認むるときは被徵用者を使用する地方公共團體の長又は工場事業場の事業主に對し被徵用者の使用又は給料其の他の從業條件に關し命令を爲し得ること

第十九 被徵用者徵用せられ總動員業務に從事する場合にして特別の事情ある場合又は被徵用者故意若くは重大なる過失によるに非ずして業務上の傷痍を受け若くは疾病に罹り之が爲徵用を解除せられたる場合に於て本人又は家族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲し得ること

被徵用者徵用せられ總動員業務に從事中故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上の傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲死亡したる場合に於て遺族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲し得ること

第二十 第十九の規定に依る扶助が被徵用者にして工場事業場に使用せられ若くは使用せられたる者又はその家族若くは遺族に對しなされたるものなるときは當該工場事業主に扶助に要したる費用を命令の定むる所に依り國庫に納入せしめ得ること

第二十一 厚生大臣又は地方長官は關係者より徵用に關し報告を徵し得ること

第二十二 左の各號の一に該當する者は之を徵用せざること

一 陸海軍軍人にして現役中のもの（未だ入營せざる者を除く）召集中のもの（召集中の身分取扱を受くる者を含む）
二 陸海軍軍屬（被徵用者にして之に該當するに至りたるものを除く）
三 看護婦にして日本赤十字社救護員たる身分を有するもの（被徵用者にして之に該當するに至りたるもの除外）

するもの（被徵用者にして之に該當するに至りたるもの除外）

四 法令に依り拘禁中の者

第二十三 左の各號の一に該當する者は特別の必要ある場合を除く外之を徵用せざること

一 年齢六十年以上の者
二 餘人を以て代ふべからざる職に在る官吏、待遇官吏又は公吏

三 帝國議會の議員

四 總動員業務に從事する者にして餘人をもつて代ふべからざるもの

第二十四 厚生大臣は本要綱の實施に關する重要事項に付内閣總理大臣に協議すべきこと

第二十五 本制度は前各號に準じ各外地にもこれを實施すること

緊急食糧對策の閣議決定に關する企畫院總裁談

長期戰態勢下に於ける現下緊急の食糧對策につき政府に於ては各般の検討が行はれてゐたが、その成案は昭和十六年九月二十六日閣議決定を見るに到り、同日企畫院總裁談を以て次の如く發表された。

企畫院總裁談

政府は長期戰態勢下に於ける食糧の供給確保に付既に米穀の國家管理、米麥等の増産施設、消費規正、外米輸入、主要食糧の配給統制等の施策を實施すると共に米價に對し調整を加ふる等萬全の措置を講じ來つた

であるが、現下の食糧事情に鑑み戰時態勢下に於ける必要限度の食糧を確保し常に戰線及銃後に於ける國民の食糧に不安なからしめ以て國民生活の安定を保持する爲各般の検討を重ね成案を得本日の閣議に於て緊急食糧對策を決定するに至つた。

今次食糧對策は、

(一) 戰時食糧の重要性に鑑み、單に當面せる食糧需給の不均衡に對處する應急方策たるに止らず、同時に將來の需要にも備へて相當量の貯藏保有を爲すことを企圖したこと

(二) 総合食糧確保の見地より米麥等澱粉含有の重要な食糧農産物の外蛋白及脂肪の給源確保に關する需給對策を考慮したこと

(三) 緊迫せる國際情勢下に於て特に主要都市等に於ける需要に充つる爲必要なる對策を考慮したこと等に重點を置いて計畫されたのであって、其の内容は概ね次の如くである。

第一 主要食糧需給對策

一 増產對策

桑、薄荷、烟草、茶等の作物の作付轉換を圖ることと外水田等の裏作獎勵及空閑地の利用に依り麥類、薯等の増產を圖ることと作付の轉換並に水田等の裏付獎勵は、臨時農地等營理令の積極的發動に依るの外農業團體の協力に俟つものとしそが實施を容易ならしむる爲肥料の重點的割當配給を強化し相當額の助成金を交付すること

二 消費規正

(一) 酒及醤油の製造に付原料米麥の使用を節減し極力其の代用化を圖ること

(二) 小麥粉中に一定量の甘藷、馬鈴薯澱粉を混入使用せしむること

三 前記諸對策を實施すると共に來米穀年度に於ても相當量の外米輸入の措置を講ずること

四 外地に於ける米穀管理の強化を圖り内外地食糧需給計畫の適切なる遂行を期する爲速に必要な措置を講ずること

第二 蛋白及脂肪給源需給對策

蛋白及脂肪給源たる水產物及畜產物の供給確保を圖る爲水產對策として水產企業の整備、強化を圖ると共に代用燃料の使用奨勵、動力漁船の帆船化、石油及代用燃料の重點的配給並に大量漁獲物の食用化率の増大、内水漁業及淺海養殖に依る計畫的增產を圖り且大豆其の他の蛋白及油脂原料の輸入を確保すること

第三 非常用食糧貯藏對策

戰時態勢下に於ける主要都市等に於ける國民食糧の供給を確保する爲日常食糧主要物資に付相當量の集積貯藏を爲すこと

之を要するに本年の稻作は天候不順の爲必ずしも満足ならざる情勢に在るのみならず益々戰時彈發力を強化する爲各種の特別施設を講ずるの必要あるを以て國民各務は食糧問題の重大性に鑑み農村都市を通じ增產に消費に食糧確保に關し凡ゆる努力を傾注せられ積極的に政府の對策に協力の誠を致せんことを切望する次第である。

拓務省の満洲開拓團保健指導員、満洲開拓青年義勇隊訓練所醫師並に開拓醫學生の募集

拓務省に於ては昭和十六年九月滿洲に於ける開拓地及び滿洲開拓青年義勇隊訓練所に於て診療並に保健衛生指導に從事すべき醫師の募集を行ふと共に、また右醫師となるべき給費醫學生の募集をも行つたが、右募集要綱を掲げれば以下の如くである。(附屬様式省略)

滿洲開拓團保健指導員募集要綱

一 趣旨 滿洲に於ける開拓地に於て診療並に保健衛生指導に從事せしむるため滿洲開拓團保健指導員を募集す

一 募集人員 百名

一 資格 日本内地に於て開業の資格を有する醫師にして身體強健且つ意志堅固なる年齢概ね五十歳未滿の者

一 手續 志願者は左の書類を拓務省拓北局長宛提出すること

(一) 願書(末尾第一號様式)

二通

(二) 履歴書(醫師免許狀下付年月日及登録番號記入のこと)

二通

(三) 戸籍抄本(在籍者全部を記載せるもの)

二通

(四) 身元證明書(市町村長發給のもの)

一通

(五) 家族調書(末尾第二號様式)

一通

(六) 身體檢查書

一通

(七) 寫眞(最近撮影の手札型)

一葉

一 錄衡 拓務省又は道府縣廳に於て拓務省係官面接